

自動車税・軽自動車税

忘れずに納めましょう！

北海道及び札幌市のホームページの情報を基に作成。

自動車税

４月１日現在で自動車（排気量が 660cc 超の車）を持っている人は、自動車税種別割を納める必要があります。 税額は、排気量等によって決まります。

納期限：2026年6月1日（月） ※納税通知書は、5月7日（木）に発送されました。

納付方法：以下の①～④の支払方法があります。

①キャシュレス納税

インターネット上の 1 地方税お支払いサイト 若しくは 2 北海道自動車税の納付サイト から、パソコン、スマートフォン、タブレット端末を利用して納税手続きができます。

1　2

②スマホアプリ

スマートフォン・タブレット端末から、決済アプリを利用して、納税通知書に印字されたバーコードまたはQRコードを読み込むことで納税手続きができます。

③現金で納める

自動車税種別割は次の場所でも納付することができます。
◆金融機関、ゆうちょ銀行、道税事務所等の窓口 ◆コンビニエンスストア

④口座振替納税※

※新規申込の場合は、翌年度から利用が可能です。希望する場合、所管区域の総合振興局等の請求フォームから申込書を請求してください。

相談窓口： 課税、住所変更、減免に関すること　011－746－1190
口座振替に関すること　011－746－1247



軽自動車税

４月１日現在で軽自動車等⭐を持っている人は、軽自動車税を納める必要があります。 税額は、排気量等によって決まります。



軽自動車税の**納期限**、**納付方法**及び**相談窓口**は**市区町村によって異なります**。
詳細についてはお住まいの役所にお問い合わせください。

⭐軽自動車等：原動機付自転車、軽自動車、小型特殊自動車および二輪の小型自動車

相談窓口に電話する際に**通訳が必要な時**、
北海道外国人相談センターに連絡してください。

対応言語：日本語、英語、中国語、韓国語、ベトナム語、タガログ語、タイ語、スペイン語、ミャンマー語　など※

※上記以外の言語は電話通訳を利用して対応します。



納税通知書は、毎年4月1日現在の自動車検査証（車検証）に記載の住所に送付されます。

住所や氏名を変更したときは、運輸支局等で
車検証の記載事項を変更する手続きが必要です。

